

5月の無料相談

※祝日は除きます。

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	12日・19日・26日(火)	13:30~16:30	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2376) 市に対する要望、苦情、意見など(担当職員) 相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
司法書士相談	13日(水)	13:30~15:30		
行政書士相談	21日(木)	13:30~16:30		
総合労働相談	8日(金)	13:30~16:30	広報広聴課 労働・社会保険関係、働き方改革関連など(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	13日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	20日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376) 国や県・市など行政全般に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
税務相談	8日(金)・12日(火) ・19日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055) 税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995) 日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928) 商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	子ども相談課 (☎内線2393) 18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:30~16:30	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288) 乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:00	療育支援センターほか (☎822-3411) 言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838) 青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837) 不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月、水~金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123) 交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	8:30~17:15	水戸地方法務局土浦支局 (☎821-0792) 家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900) 生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
精神保健相談	15日(金)	14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5516) 精神障害者の医療などに関すること。(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
	26日(火)	14:30~16:30		
女性のための	フェミニスト相談	13日・20日・27日(水)	男女共同参画センター (☎827-1107) 夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門的女性カウンセラー) ※予約制	
		9日(土)		10:00~14:40
		一般相談		8日・22日(金)

消費生活センター ぐらしの豆知識

消費生活センター (☎8233・3928)

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意を

《事例》「新型コロナウイルスの感染を防ぐために、行政から委託を受けて消毒に回っている。都合のよい日を教えてほしい」と業者から電話がかかってきた。市役所からの委託なのか、費用はかかるのか、などを聞いたが、はっきりしない受け答えだった。不安につけ込む悪質な勧誘だと思つたので、情報提供したい。

《アドバイス》情報提供としてうかがい、社会的に関心の高い話題に便乗した悪質商法について説明しました。高額な商品やサービスの契約につながる可能性があるので、訪問したいと言われてもきっぱり断ることが大切です。

◆マスクの転売禁止

マスクの転売規制の制度が、3月15日に施行されました。小売店舗やインターネットで購入したマスクを、購入した金額よりも高い価格で、インターネットや店舗などを通じ、不特定または多数の者へ転売することが規制の対象となります。

◆デマや根拠のない情報に注意!

「新型コロナウイルス予防に効果がある」などの広告表示やインターネット、口コミによる根拠のない情報に惑わされないよう注意しましょう。

何かあったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

5月は消費者月間です

消費者団体、事業者団体、行政などが一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を集中的に行っています。

テーマ「豊かな未来へ『もったいない』から始めよう」